

【営業所の平面図】

[営業所以外の保管設備（分置倉庫）]

・有（所在地： ） ・無

- (注) ・営業所の平面図には、大まかな寸法を記載すること。
- ・定規等を用いて、丁寧に記載すること。
 - ・「**医療機器の保管場所**」を明記すること。
 - ・店舗等の出入口の位置、事務室、倉庫等の区画が良くわかるよう図示すること。
 - ・同一フロアに複数の営業所等がある場合は、当該フロア全体の配置図も添付すること。
 - ・営業所以外に保管設備（分置倉庫）がある場合は、その平面図も記載すること。